四　法第四十五条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合　沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区については、その新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

第二十八条の九第二項第一号中「次号イ」を「次号」に改め、同項第二号中「第二号」を「第二号から第四号まで」に改め、同号ロ中「器具及び備品」の下に「（法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）」を加え、「これら」を「一の生産等設備を構成するもの」に、「五百万円」を「百万円」に改め、同項第三号中「第三号又は第四号」を「第五号」に改め、同条第五項第二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第六項中「エンジニアリング業」の下に「（次項第一号において「電気業」という。）」を、「電気業」の下に「（次項第一号において「電気業」という。）」を加え、「次項第六号」を「次項第一号及び第八項第六号」に改め、同条第十六項を削り、同条第十五項中「第二号及び第十八項」を「以下この条」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第一号中「が千万円超」を「が千万円を超え」に、「五千万円超である」を「五千万円を超える」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「計画基準」を「前項第一号に規定する基準」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「当該地区に係る同表の第一号の上欄に規定する指定された地区又は同表の第二号の上欄に規定する指定された地区若しくは同欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画をいい、産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準（以下この条において「計画基準」という。）を満たすものに限る。」を「次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。」に、「策定した」を「策定し、又は作成した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準を満たすもの

二　法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区　当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣が定める基準を満たすもの

三　法第四十五条第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が作成する認定産業振興促進計画

第二十八条の九第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十五項第一号及び第十八項第一号」を「以下この条」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「期間は、」の下に「同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる地区にあつては」を加え、「（同項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、「若しくは同欄に規定する区域」を削り、「期間）」の下に「とし、同表の第三号の上欄に掲げる地区にあつては当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が平成二十七年三月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四号」を「第五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　航空機整備業　事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物

第二十八条の九第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び同条第七号」を「、同条第七号」に改め、「（不動産賃貸業」という。）」の下に「及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。

一　製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、電気業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業　次に掲げる器具及び備品

イ　専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

ロ　電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

二　道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業　前号ロに掲げる器具及び備品

第二十八条の九第十七項中「及び同欄に規定する区域」を削り、「計画基準」を「第十四項第二号に規定する基準」に改め、同条第十八項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第一号中「五千万円超」を「五千万円を超え」に、「一億円超である」を「一億円を超える」に改め、同条第二十一項中「計画基準」を「第十四項第一号若しくは第二号に規定する基準」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第三十九条の五十六第七項」を「第三十九条の五十六第八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項の次に次の二項を加える。

19　法第四十五条第二項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、認定産業振興促進計画に記載された奄美群島振興開発特別措置法第十一条第二項第一号に規定する計画区域内の地区とする。

20　法第四十五条第二項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第三号の上欄に掲げる地区に係る認定産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人にあつては二千万円とする。）以上である場合の当該一の設備

二　農林水産物等販売業又は情報サービス業等　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備